

広田委員からのコメント

○国土管理構想との差別化について

- ・ 「国土管理構想」（以下「構想」）の方は、農用地に限らず多種の土地利用を対象、「構想」策定に関わる主体も農業者に限られない。地域全体の土地管理構想というイメージ。
- ・ これに対して、農水の「長期的な土地利用検討」（以下、「検討」）は、主に農用地が対象で、策定に関わる主体も農業者中心。農用地の将来土地利用構想といったイメージ。
- ・ ただし、「構想」も、農業が比較的盛んで、土地利用も農用地が主体、農業者が多数を占めるような地域で策定するなら、「検討」に限りなく近づuksi、「検討」も、農用地に限らず広く土地利用全般を扱い、かつ非農業者も入れた検討になるなら、「構想」に近づくように思える。
- ・ おそらく、「構想」や「検討」の主体がどこになるか（どこにすればよいか）によって、「構想」か「検討」のどちらに取り組むかが決まってくるようにも思う。
- ・ 一つの形として、市町村が全域を対象に「市町村管理構想」を策定し、その中で地区ごとに「地域管理構想」か「土地利用検討」のいずれかを選んで策定するといったやり方もありうるのではないか。
- ・ 「検討」は中山間等直接支払と多面的機能支払と直接連携したり、これを手段として利用することができる点が有利だが、「構想」でもこれらの制度を手段（ツール）として使えるように、連携を図れるとよい。

○論点 1（土地を利用・管理する主体の確保）について

- ・ まずは、農家以外の主体が農地の利用について発言できる雰囲気や場を作る（お墨付きを与える）ことが先決である。農地は私有財産なので、その利用について他者が口を挟むのは一般的には難しい（雰囲気がある）。
- ・ また、農地の利用については、農地法があり、農業委員会もあって、何かと「制約」が多い（イメージがある）。多様な担い手の参入を実現するなら、まずはその敷居を低くする必要がある。
- ・ 土地の利用・管理で最も重要なのは、普段から当該土地の近くにおいて、日常的な管理や見守りができる人材。そのためには、当該土地のなるべく近くに（必ずしも地区内でなくてもよい）居住している必要がある。そういう人材を地区外から確保しようとするなら、やはり移住定住対策と組み合わせが必要となる。
- ・ その際、農業だけですぐに通年の所得を得るのは困難なので、自ずと他の稼ぎとの組み合わせが必要となる。いわゆるマルチワーキングである。それを本人だけに任せるのではなく、行政・地域・事業者等がその仕組みを作る努力が必要であろう。
- ・ 「留意すべきこと」の例として、「担い手農家との棲み分け、農業上の利用と調和のとれた農村発イノベーション」が挙げられているが、その前に、以上に述べたような「参入障壁」を低くすることが求められるのではないか。

○論点 2（合意形成を支援する人材の確保）

- ・ 研修プログラムの充実はもちろんだが、学んだ技術を生かす機会を十分に用意することも同じくらい重要。こうした技術は、実践の場数によって飛躍的に高まるため。たとえば中山間直接支払の集落戦略や、人・農地プランの実質化などの場を、実践の場に使うこともできるように思うは。
- ・ コーディネーターには、しかるべき報酬を用意すべき。
- ・ 大学のインターンシッププログラムとの連携も考えられる。
- ・ とりあえずは、配付資料に書かれているような関係組織・団体等の職員・スタッフを訓練するのでよいと思う。
- ・ 一般の NPO のスタッフや会員で、合意形成技術に長けている人材は増えているように思う。農業分野以外に目を向ければ、こうした人材はまだまだ眠っているのではないか。